要 請 書

よみがえれ!有明訴訟原告団・弁護団

よみがえれ!有明訴訟原告団・弁護団(以下「原告団ら」という)は、貴県農林部諫早湾干拓室長より、「要請書」(平成20年11月10日付)に対する回答(平成21年1月13日付)を受け取った。

貴県は、同回答において「県民の皆様からの御意見等につきましては、今後とも真摯に 耳を傾け、対応して参るつもりであります」と答えているが、他方で「今後は、現在係争 中の裁判の争点に関することは公判の場を通じて本件の主張を申し述べたいと考えており ますので、回答は差し控えさせていただくことにいたします」としている。

これは、県民からの意見や要請に対して、貴県において一方的に、当該意見や要請の内容が裁判の争点に関する事項であると判断することにより、実質的に有明海の再生に関する県民の声を無視し続けることが可能になるものである。

ましてや、原告団らからの要請には、諫早干拓地での農業生産に使用されている農業用水としての調整池の水質にかかわる事項等も含んでおり、県民の生命健康財産に直結する問題として貴県において速やかな対策を必要とするものであるにも関わらず、これらをも公判の場での主張のみで対応するというのであれば、県民の権利を擁護する行政の役割を実質的に放棄するものと言わざるを得ない。

さらに、農水省は、公判の場において諫早湾干拓排水門の開門を争点として争いながらも、開門アセスの中で関係者らと協議することとしており、これは裁判の争点に関する事項であっても公判廷外の場においても協議を行うことを前提とするものであり、裁判の争点に関する事項については回答しないとの貴県の態度は、この農水省の姿勢にも真っ向から反するものである。

したがって、裁判の争点に関する事項の回答はしないとの貴県の主張は到底認められる ものではない。

そこで、貴県に対し、以下の要請を行い、貴県に回答を求めている事項については速や かに回答すべきことを要請する。

記

1 開門アセスの実施(特に貴県作成のパンフレット)について

- (1) 開門アセスを実施するとした農水大臣談話の発表にあたり、当時の若 林農水大臣と鳩山邦夫法務大臣との間で話し合いがもたれ、控訴の条 件として以下の2点が約束されたが、貴県はその事実を把握している か。
 - ① 農水大臣は開門調査をする腹を決めて、そのためのアセスを実施する。 各地の漁業者の意見をよく聞いて、開門の方法を決める。
 - ② タイラギ, クチゾコ, ムツゴロウ, ハゼクチ, キス, メカジャ, アゲマキなど, 有明海で激減している水産資源を徹底的に調査して, その再生のために万全の措置をとる。
- (2) 上記(1)①の通り、農水大臣は、開門調査をする腹を決め、つまり 開門調査を実施することを前提にしており、アセスについては、いわ ば漁業等や環境等に極力影響が出ない形での開門方法を検討するため に実施するという形をとっている。

それにもかかわらず、貴県は「安易に開門調査が実施されることがないよう」にすることを目的にパンフレット「諫早湾干拓地と周辺地域における開門調査の影響」を作成したことからも明らかなように、開門調査の実施を阻止する態度に終始している。

この貴県の態度は、農水大臣談話及び農水省の方針に反するものと言わざるを得ない。

そこで, 貴県において, 自らの態度が農水大臣談話に反しているとの 認識を有しているのか明らかにされたい。

(3) 貴県は、1月13日付回答で「現在係争中の裁判の争点に関することは公判の場を通じて本件の主張を申し述べたい」と主張しているにもかかわらず、裁判の主要争点である開門の可否について、公判の場ではなく、長崎県民の税金を使ってパンフレットを作成しこれを一般に配布し、ホームページでも配信し続けている。

このように、農水大臣及び農水省の方針に反する貴県の主張を一方的 に長崎県民の税金を使用して広報することは行政の中立性の観点から も、裁判の争点は公判の場でのみ主張するとの貴県の姿勢にも真っ向 から反するものである。

そこで、すでに配布を終えたパンフレットについては回収し、またホームページの当該部分は削除すべきと考えるが、この点について、貴県はどのような方策を取る予定か明らかにされたい。

(4) また、県民に誤解を与えないためにも、開門調査阻止の情報を一方的 に垂れ流すのではなく、貴県の姿勢が農水大臣の方針に反しているこ とも含め、開門調査については賛否両論あることの情報を県民に対し 提供すべきだと考えるが、この点について、貴県はどのような方策を 取る予定か明らかにされたい。

貴県が、開門について賛否両論あることの情報を県民に提供すべきと考えているのであれば、原告団らには貴県のパンフレットと開門調査に賛同する立場の意見を併記した形でのパンフレットを作成しているので、ぜひ活用されたい。

2 潮受堤防の防災効果について

- (1) 貴県は、1月13日付回答において締切り前・後の大雨時における湛水被害状況を比較したと主張されるが、具体的にどの日時における湛水被害を比較したのか、その日付と降雨量、被害地域、被害面積を明らかにされたい。
- (2) 潮受堤防締切り後,上記(1)の比較の対象となった潮受堤防締切り 後の大雨の日時までの間に,当該被害地域で行われた排水ポンプの設 置や修繕,排水溝整備等,湛水被害防止のための対策工事の実施状況 を明らかにされたい。
- 3 諫早湾干拓農地の現状について
- (1) 昨年4月の営農開始時から昨年12月末までの間の諫早湾干拓農地に おける調整池からの実績取水量が、計画取水量のわずか8.7%にす ぎないが、この事実を貴県は把握しているか。
- (2) どうして計画取水量の8.7%程度の農業用水しか必要でないのに, 調整池を淡水化しておく必要があると考えるのか,その根拠を明らか にされたい。
- (3) 諫早湾干拓農地においては、調整池からの取水とは別にポンプを設置 し汲み上げた地下水を農業用水として利用している実態があるが、貴 県はその実態を把握しているか。
- (4) 貴県がその実態を把握しているのであれば、地下水汲み上げポンプの設置主体、設置理由、利用目的、利用している営農者の戸数、露地栽培又は施設園芸等の利用している農業形態及び本件干拓農地で正式に営農が開始された平成20年4月から現在までの使用水量を明らかにされたい。

- (5) このような利用実態があるということは、調整池から取水された水では営農に支障が出るとの懸念が営農者にあることが推測されるところである。そこで、上記のような営農者の懸念に対する、貴県の見解を明らかにされたい。
- (6) 貴県は調整池の水質が改善傾向にあると主張されるが、その科学的根拠を示されたい。

以上